

## 『一般社団法人日本てんかん学会 Hans Berger 褒賞』取扱要領

1. 『一般社団法人日本てんかん学会 Hans Berger 褒賞』受賞者（以下、受賞者という）は、『一般社団法人日本てんかん学会 Hans Berger 褒賞』取扱要領に基づき授与された褒賞金（以下、本褒賞金、という）を適切に管理し、本褒賞金による研究に対してすべての責任を負うものとする。
2. 本褒賞金による研究を発表する場合には、本褒賞金によるものであることを明示すること。
3. 受賞者は、本褒賞金によって直接的か間接的を問わず、特定の医薬品、医療機器及び再生医療等製品の販売促進を行ってはならず、また、製品等の販売促進活動と本褒賞金が関連付けられることがないようにする。
4. 受賞者は、本褒賞金による研究の実施に関して適用される、規制当局からの指導、学会等が定める認定基準や倫理基準を遵守しなければならない。個人情報保護の観点等から「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」、「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」、「遺伝子治療等臨床研究に関する指針」、「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」を遵守すること。また、個人情報の保護に関する法律（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律・独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を含む）を遵守すること。
5. 受賞者は、本褒賞金を自ら運営管理するために適切なシステムと資源（人的資源を含む）を有し、給付される褒賞金の管理、運用状況の把握、ならびに支出のプロセスに関する文書記録が監査に対応可能な状態で維持管理すること。必ず収支簿を備え、自己資金と混同しないよう注意を払うこと。
6. 本褒賞金は、研究計画書に従い研究のためにのみに使用するものとする。
7. 受賞者は、本褒賞金による研究に関連する支出であっても、施設等の建築（増改築を含む）、恒常的に使用する取得価格 30 万円以上かつ耐用年数 1 年以上の什器備品、受賞者が雇用する常勤または非常勤の件人費に本褒賞金を使用してはならない。
8. 受賞者は、本褒賞金による研究に関連する支出であっても、研究打ち合わせに参加する者の交通費、宿泊費または会食費、懇親会費として本褒賞金を使用してはならない。

9. 本褒賞金の使途は、調査研究費のみとし、「人件費」、「旅費」には支出できない。

#### 1) 備品費

研究に必要不可欠な研究機器等と判断できる物品であり、その性質上、原型のまま比較的長期の反復使用に耐えうるものを備品とする。恒常的に使用する取得価格30万円以上かつ耐用年数1年以上の什器備品は購入できない。また、研究機関等で通常備えるべきものであり、調査研究費以外から支出すべき備品（机、椅子、会議セット等）の購入は認めない。  
※研究上の必要性が確認できれば、パソコン・スキャナ・プリンター等のOA機器の購入は妨げない。

#### 2) 消耗品費

物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないもので、次のようなものがある。なお、購入にあたっては、使用目的を勘案した上で最も安価なものを選択すること。

- ・研究用の消耗機材、薬品、試薬、実験動物、動物飼料
- ・各種フィルム、コンピューターソフト
- ・雑誌、論文別刷・パンフレット等
- ・各種事務用紙、文房具

#### 3) 通信運搬費

郵便料、切手代、はがき、運送料（宅配便等）。

#### 4) 雑役務費

- ・コピー料、タイプ料。
- ・翻訳料、鑑定料
- ・文献検索料、コンピュータ使用料、データベース入力料。
- ・送金（振込）手数料、収入印紙代、掲載料（投稿料）、加工手数料等。
- ・「てんかん研究」のカラーページ料金

#### 5) 諸謝金

謝金は、ある特定の用務の提供に対して継続的な雇用関係がない者に謝礼として支払うものであり、共同研究者には支給できない。

- ・研究資料及び調査資料の作成、解析研究に必要な用務を依頼する場合
- ・謝金受領者は、所得税法に定める確定所得申告を行う必要がある
- ・各所属機関に定められている謝金単価を用いること。

#### 10. 受賞後の予定

2018年10月 第52回日本てんかん学会学術集会において、研究計画を発表する。  
2019年10月 第53回日本てんかん学会学術集会において、研究報告を発表する。  
2019年12月10日までに「てんかん研究」(2020年1月末発行)に研究報告を入稿する。  
2020年3月31日までに証拠書類を添えて会計報告を行なう。

11. 本褒賞金を本褒賞金による研究に使用した後に残った額または使用しなかった場合の本褒賞金全額(以下「未使用褒賞金」という)につき、一般社団法人日本てんかん学会は上記10の会計報告の結果を踏まえ、褒賞金交付の一部または全部を取り消し、未使用褒賞金の返還を請求することができる。受賞者は本褒賞金の返還請求を受けた場合、30日以内に返還しなければならない。

12. 一般社団法人日本てんかん学会は、受賞者に次の重大な違反があった場合、褒賞金交付の一部または全部を取り消すことができ、受賞者への30日前までの事前通知を以て、本褒賞金の返還を求めることができる。その場合、受賞者は給付を受けた本褒賞金の全額を一般社団法人日本てんかん学会に返還しなければならない。

- ① 本褒賞金による研究が研究計画書から逸脱して実施された場合
- ② 上記3~9に定める本褒賞金の不正な使用
- ③ 上記10に定める研究報告、会計報告書に関する、虚偽の記載、不提出、著しい提出遅延、再提出の拒否、監査の拒否

#### 13. 取得物品の取り扱いについて

1)本褒賞金によって取得した物品は、受賞者の「善良な管理者の注意」をもって適切に管理すること。研究終了後は他の類似する研究に用いることを妨げない。

14. Hans Berger 褒賞は、日本てんかん学会脳波90周年研究助成プロジェクト委員会が応募の審査、判定を行なう。本委員会は、理事長、副理事長、事務担当理事、会計担当理事、第51回学術集会大会長\*、第52回学術集会大会長\*、第53回学術集会大会長、長期計画委員長\*、基礎研究推進委員会委員長(\*は重複役職)で構成される。理事長が委員長となる。委員会は、委員長が必要と認めた場合には、メール又は書面による持ち回り決議によって審査・判定を行うことができるものとする。

以上